

感 感 発 1110 第 3 号
令和 5 年 1 1 月 1 0 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」の
一部改正について

鳥インフルエンザ（H5N1）に感染し、又は感染した疑いのある鳥類を認め
た場合の対応については、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発
生時の調査等について」（平成 18 年 12 月 27 日健感発第 1227003 号。平成 20 年 5
月 12 日一部改正。）による対応をお願いしているところである。

今般、近年の家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等をふま
え、同通知を別紙のとおり改正することとしたので、その内容を了知の上、関係
機関等への周知等について特段の配慮をお願いします。

なお、野鳥における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の対応については、「野
鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について」（平成 20
年 10 月 1 日健感発第 1001001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）によるこ
ととしてきたところであるが、同通知については、本通知をもって廃止すること
としたので、併せて了知願いたい。